

第 号議案

群馬県主要農作物種子条例(案)

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の品質の確保及び安定的な生産を図る上で不可欠である県内に普及すべき優良な品種の育成並びにその種子の安定的な生産及び普及を推進し、もって本県の農業の将来にわたる発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、主要農作物の優良な品種の育成並びに優良な種子の安定的な生産及び普及に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に係る団体（以下「関係団体」という。）その他の関係者との連携を図るものとする。

(関係団体の役割)

第三条 関係団体は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び普及に努めるものとする。

(種子生産者の役割)

第四条 主要農作物の種子を生産する者（以下「種子生産者」という。）は、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づく生産又は調整に係る基準を遵守することによって、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に努めるものとする。

(種子生産計画)

第五条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画（以下「種子生産計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 主要農作物の種子の種類、品種、生産面積、生産量及び需給の見通し
- 二 前号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項

3 知事は、種子生産計画を策定するため必要があるときは、関係団体その他の関係

者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、種子生産計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。

5 前二項の規定は、種子生産計画の変更について準用する。

(原種及び原原種の生産)

第六条 県は、種子生産計画に基づき、原種ほ場（原種（一般種子（種子生産者が生産する主要農作物の優良な種子をいう。以下同じ。）の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）の生産を行うほ場をいう。以下同じ。）及び原原種ほ場

（原種の生産を行うために必要な原原種（優良な原種の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）の生産を行うほ場をいう。以下同じ。）を設置し、原種及び原原種を生産するものとする。

(一般種子生産ほ場の設置)

第七条 知事は、種子生産計画に基づく種子の生産が行われるよう、種子生産者その他の関係者に対し、一般種子の生産を行うほ場（以下「一般種子生産ほ場」という。）の設置について指導するものとする。

(検査)

第八条 知事は、種子生産計画を実行するため、必要なほ場検査（原種ほ場、原原種ほ場及び一般種子生産ほ場において栽培中の農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について検査することをいう。）及び生産物検査（原種ほ場、原原種ほ場及び一般種子生産ほ場において生産された種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について検査することをいう。）を行わなければならない。

(優良な品種を選定するための調査)

第九条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、主要農作物の優良な品種の育成並びに優良な種子の安定的な生産及び普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事

が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が策定している主要農作物の優良な種子の生産に関する計画は、第五条第一項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

令和二年 月 日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 主要農作物の優良な品種の育成並びにその種子の安定的な生産及び普及に關し必要な事項を定めようとするものである。